第1回 宇宙法制小委員会 議事要旨

- 1. 日 時 平成30年9月25日(火) 10:30~12:00
- 2. 場 所 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 大会議室
- 3. 出席者
- (1)委員

青木座長、石田委員、窪田委員、櫻井委員、下村委員、白井委員

(2)事務局(宇宙開発戦略推進事務局) 髙田事務局長、行松審議官、高倉参事官、山口参事官

(3) 関係省庁等

外務省総合外交政策局宇宙室長 文部科学省研究開発局宇宙開発利用課企画官 経済産業省製造産業局宇宙産業室長 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構副理事長 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構経営推進部長 株式会社アクセルスペース 株式会社アストロスケール

日本電気株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

- 4. 議事要旨(以下O意見・質問等、●回答)
- (1)「人工衛星の運用に関する法制面における論点」について、事務局から資料2に基づき説明を行い、委員からは以下のような質問があった。
 - 〇過去、米国とロシアの衛星が衝突したときの実際の責任問題はどのように 処理されたのか。
 - ●いずれの衛星もロシアの射場から打ち上げられたものであったため、被害者・加害者は同一の国となる可能性があり、特殊な事例であった。
- (2)「軌道上物体の現状」について、JAXAから資料3に基づき説明を行ったが、 特段の質疑はなかった。
- (3)最後に、関係事業者4社(アクセルスペース社、アストロスケール社、NEC、 三井住友海上)からヒアリングを行った。

アクセルスペース社からは、資料4に基づき説明が行われ、「保険設計次第ではあるものの、第三者損害賠償保険の保険料負担は、ビジネス展開の支障

となり得る」との意見があった。

アストロスケール社からは、資料5に基づき説明が行われ、「ミッション許可プロセスの明確化や政府補償制度の導入の必要性について」意見があり、 委員から以下の質問があった。

- 〇政府補償制度の導入については、衝突リスクは低いが、お墨付きのために 必要というお考えか。
- ●政府補償があれば、その分、審査がしっかりされていると見なされる効果がある。
- ○競争力の観点から、TPL保険金額を低く設定する必要があるとのご意見だったが、そもそもTPL義務付けを設定していない国はどうか
- ●既にTPLの義務付けを行っている国との比較である。

NECからは、資料6に基づき説明が行われ、「第三者損害賠償保険加入の 義務化については、必要性は一定程度理解するものの、保険料次第では事業 成立性に影響があり得る」との意見があり、それに対し委員から以下の質問 があった。

- ○衝突リスクをどう考えるか。
- ●ASNARO1,2は、いずれも推進系を保持しているので、今のところ、 衝突リスクに対しては運用で回避することを考えている。
- 〇政府補償制度がないとビジネスが成り立たないか。
- ●リスクがあるということであれば、保険に入るし、保険に入らない場合は、 運用で回避する。義務が必要かどうかについては、リスクを感じたところ が入ればいいというのが良いと思う。

三井住友海上からは、「軌道上衝突に起因する第三者損害賠償保険の保険料 算定の考え方について」の意見をいただき、委員から以下の質問があった。

- ○現時点での宇宙保険のユーザーは誰か。
- ●法制度で宇宙保険(軌道上賠償責任保険)の手配が義務付けられている国 の衛星運用事業者等が主なユーザーと理解している。なお、日本ではあま り利用がない。
- 〇そもそも賠償責任があるのかという議論があると思うが、保険料の算出に その点も考慮に入れているのか。
- ●過去の賠償の前例が乏しいのが、リスクが存在する以上、保険料の算出に は賠償責任が生じることを前提に保険料を計算することになる。